豊島区会計年度任用職員（保健師補助）募集案内

令和８年１１月５日
豊　島　区

１．任用予定数及び職務内容

区分	職名	任用予定数	職務内容
会計年度任用職員	保健師補助	１名	⑴健康部健康推進課における保健師業務に関すること ⑵乳幼児に係る健康診査及び保健相談・健康教育に関すること ⑶成人・精神に係る健康診査及び相談・健康教育に関すること ⑷家庭訪問・面接相談・電話相談等の地区活動に関すること ⑸前各号のほか、所属長が必要と認める事項

２．勤務条件

任用予定日	令和９年1月1日
任用期間	令和９年1月1日から令和９年3月31日まで。 ※任用期間の更新あり。
条件付採用期間	原則１か月 ※１　１か月の実勤務日数が15日に満たない場合は、15日に達するまでは条件付採用期間が引き続きます。 ※２　任用の都度、条件付採用期間があります。
週休日	原則土日、祝日その他勤務を要しない日　※異なる場合があります。
勤務日数及び勤務時間	月16日、８時30分から17時15分　※休憩時間1時間を含む
勤務場所	豊島区健康部健康推進課（豊島区保健所）
時間外労働	原則なし　※ただし、区民対応等緊急時に可能性あり
報酬額	月額　247,222円程度（地域手当相当報酬を含む。） ※条例等の定めるところにより金額が変更される場合があります。
諸手当報酬等	要件に該当した場合、通勤費相当及び期末手当等が支給されます。
休暇制度等	勤務条件に応じて、以下の休暇が付与されます。 【休暇】 年次有給休暇、公民権行使等休暇、育児時間、災害休暇、病気休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、生理休暇等
社会保険	各法令で設けられている加入要件を満たすと、健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険の適用があります。 ※各保険により、要件は異なりますのでご注意ください。

服務	地方公務員法に規定する服務の各規定が適用されます。 （服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止）
その他	・給与等支給日：原則毎月15日 ・支払方法：口座振込（本人名義のものに限る）
募集事業者名	豊島区

３．応募資格

（１）保健師助産師看護師法に定める免許を受けた保健師であること

（２）健康でかつ意欲を持って職務を遂行する意思のある者

※地方公務員法第16条の規定に基づき、以下に該当する方は受験できません。

―地方公務員法第16条（欠格条項）―

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

１　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

２　当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

３　人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第６０条から第６３条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

４　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

４．選考方法

（１）一次選考

書類選考

（２）二次選考

面接

一次選考合格者に実施します。

場所：豊島区健康部健康推進課（豊島区保健所）

※面接の詳細については、一次選考合格者に別途通知します。

（３）選考結果通知

一次選考、二次選考ともに合否にかかわらず受験者全員に郵送により通知します。

※電話やメールによる問い合わせには応じられません。

５．募集期間

令和８年１１月５日（木）から令和８年１１月２０日（金）

６．応募方法

募集期間終了までに下記①②を健康部健康推進課（豊島区保健所）へ本人が直接持参するか、もしくは郵送してください。

※郵送の場合は、１１月２０日 午後５時までに必着とします。

※封筒の表に「会計年度任用職員採用選考書類在中」と明記してください。

①申込書（写真添付）

②応募資格を証明する書類（保健師免許）の写し

【留意事項】

○ ご来所の前にお電話をいただきますようお願いします。
○ 豊島区会計年度任用職員採用選考申込書は返却しません。
○ 豊島区会計年度任用職員採用選考申込書を記入する際は、「作成上の注意点」をよく読んでください。
○ 豊島区会計年度任用職員採用選考申込書記載の個人情報については、試験及び手続きに必要な範囲内で利用します。
○申込書は、健康部健康推進課で配布しています。また、区ホームページからダウンロードできます。
（URL：https://www.city.toshima.lg.jp/477/1910291129.html）

7．求職者に対するセクシャルハラスメントの防止について

豊島区では、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律に基づき、公正な職員採用活動の実施とセクシャルハラスメントの防止に努めています。また、求職活動等の過程で不安や被害を感じた場合の相談窓口を設けています。詳細は区ホームページ（https://www.city.toshima.lg.jp/598/kuse/jinji/harassment/sekuhara.html）をご覧ください。

8．問い合わせ先

豊島区健康推進課　保健指導グループ（豊島区保健所）
TEL　03-3987-4174（平日8：30～17：15）
FAX　03-3987-4178

